

大阪大学核物理研究センター評価委員会規程

(設 置)

第1条 大阪大学評価委員会規程第8条第1項及び同条第3項の規定に基づき、大阪大学核物理研究センター（以下「センター」という。）に評価委員会（以下「委員会」という。）を置き、必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) センターの自己点検・評価に関する審議
- (2) センターの自己点検評価書、達成状況評価シート及び基礎評価シートの作成に関する事項
- (3) 大阪大学評価・広報室及び大阪大学評価委員会との連絡調整
- (4) 外部評価の実施に関する事項
- (5) 外部評価機関の評価に関する事項
- (6) その他センターの評価に関する事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 教授
 - (3) センター長が指名する教員 若干名
- 2 前項第3号の委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要であると認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数を持って決する。

3 委員会に関する事務は、庶務掛で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 核物理研究センター評価実施規則（平成9年9月30日制定）は、廃止する。